

日本語とアムド・チベット語における 使役表現の意味について

——日本語教育の視点から——

札西才讓（タシツリン）*

キーワード：チベット語，日本語，使役表現

要 旨

アムド・チベット人学習者が日本語を話す際に「keu jeug」の代わりに「～させる」を使用してしまうのが一般的である。本稿では、この二つの形態が付く両言語の使役表現を「直接関与型使役表現」、「間接関与型使役表現」、「非関与型」という三つのタイプに分け、それぞれの語用論的な意味をさらに下位分類しながら考察した。

その結果、両言語の三つのタイプの使役表現の語用論的な意味のうち、完全に共通しているのは「誘導」と「許可」、「放任」場合のみであり、ほかの場合は次のような違いがあることが明らかになった。

第一に「強制」と「供給」の場合、両言語の語用論的な意味は基本的に共通しているものの、形態的には「keu jeug」は「～させる」に対応すると同時に、「～させられる」と「～させてあげる」にも対応している。第二に「供給」の場合、チベット語では目上を被使役者の位置に据えることができるが、日本語ではできない。第三に「依頼」と「譲歩」の場合、チベット語では「keu jeug」で表現できるが、日本語ではできない。チベット語では「依頼」を表すにも「keu jeug」を使うのに、日本語では「～てもらう」を使うのが一般的である。第四として「責任」と「非難」の場合、日本語では「死ぬ」という動詞が述語になる場合を除いて、「～させる」だけではこの意味を表せないが、チベット語ではほかの動詞が述語となる場合も「keu jeug」の形態だけでこの意味を表すことができる。

こうした両言語の違いから分かるのは、チベット語の「keu jeug」の形態が付く使役表現は語用論的な意味から言っても、また述語となる動詞との関係から言っても日本語の「～させる」の形態が付く使役表現よりはるかに広い範囲で使われているということである。

1. 問題提起

かつて日本人の友人に「タシさんの日本語は偉そうに聞こえます」と言われたことがある。な

*Zha Xi Cai Rang：青海民族学院助教授

ぜかと聞いたら「使役をよく使うから」という返答であった。現在のところチベット語で書かれた唯一の日本語教科書である『ひょうじゅんにほんご』（『中日交流 標準日本語』のチベット語版）では、第42課の「お母さんは純子さんに食事の支度を手伝わせます」というところで初めて使役表現が登場するが、これをアムド・チベット語¹（以下ではチベット語と略す）に訳すと次のようになる。

a ma geug jun ko a 'sa ma li rok yed keu jeug

お母さん geug 純子さん a 食事の支度 手伝い する させます

ここで分かるように日本語の「～させる」はチベット語の場合、下線部の「keu jeug²」に対応している。このほかにも第42課の本文で9例の使役表現が出てくるが、いずれもチベット語に訳す場合は「keu jeug」を伴う使役表現となる。その結果、チベット人学習者は、動詞の使役形の活用と使役表現の構文の仕方さえ覚えれば意味はチベット語の「keu jeug」を伴う使役表現と同様であると思い込んでしまい、日本語で会話をする際にチベット語の「keu jeug」の代わりに「～させる」を使用してしまうのが一般的である。

2. 両言語の使役表現の意味に関する先行研究

チベット語の使役表現に関する研究は語学学習のテキストのレベルにとどまっており、学校文法では使役表現の文法項目すら立てていないのが現状である。当然ながらこの問題に対する両言語の対照研究も初めての試みである。日本語においては、統語論的な観点からの研究も進んでいるが、使役表現の意味を主に扱った先行研究をまとめると、阪田（1980）は、主格に立つ人がある行為にどの程度直接にかかわりを持つかによって「使役」「期待通りの結果」「許可」「放任」「婉曲」「ある結果を招く」の意味に分類している。佐藤（1986）は、意志動詞が述語となる使役表現の意味を、動作源泉が使役主体側にある場合は「指令」を表すとし、利害授受的な観点からさらに「意図的・非意図的迷惑付与」「意図的・非意図的利益付与」に分類した。一方、動作

¹ チベット語三大方言のうちの一つ。なお表記は「アムド・チベット語の音韻表記法と国際音声字母の対応関係（2006年版）」『日本西蔵学会会報第52期』に従う。

² 「～させる」と「keu jeug」の対応関係（タシツリン 2005）：

	チベット語		日本語	
	肯定形	否定形	肯定形	否定形
非過去形	keu jeug	Keu meu jeug	させる	させない
過去形	keu zheug	keu ma zheug	させた	させなかった

なお、チベット語の使役態である「keu jeug」の「keu」は直前の動詞の音によって「geu」「'geu」, 「'xeu」と変化する。

源泉が動作主体側にある場合は「許可・放任」を表すとし、使役者の意図性の有無によって「意図的放任」「非意図的放任」などの意味に分類している。孫東周（2005）は、使役主体に意図性がある場合の意味を「強制1」「強制2」「説得」「配慮」「許諾」「黙認」に、意図性がない場合の意味を「誘発」「不注意」「判断」に分類している。当然ながらこれらの分類法はチベット語の使役表現の意味分類に直接当てることができない。本稿では両言語の使役表現を二つのタイプに分け、それぞれのタイプの語用論的な意味をさらに下位分類し、「依頼」「責任」「譲歩」などの新たな概念を導入しながら、両言語の使役表現の用法的な意味の共通点と相違点を探る。なお、本稿では使役者と被使役者が共に人間である場合のみを研究対象とする。

3. 両言語の使役表現のタイプ

使役表現の意味を論じるにはまず使役表現のタイプを明らかにする必要がある。それぞれ「～させる」と「keu jeug」が付く両言語の使役表現は、非使役文³つまり被使役者が主体となる出来事に、新たな関与者である使役者が関与してできた表現だと考えられる。つまり、上で挙げた第42課のタイトルで言えば、被使役者が主体となる出来事である「純子さんが食事の支度を手伝う」という出来事に新たな関与者である使役者の「お母さん」が関与してできたのが「お母さんは純子さんに食事の支度を手伝わせます」という使役表現である。その新たな関与者である使役者の、非使役文が表す出来事に対する関与の仕方によって、両言語の使役表現を共に「関与型使役表現」、「非関与型使役表現」という二つのタイプに大きく分類することができる。まず例文から見る。

- (1) 先生が学生に絵をかかせた。

'ge 'gan geu lho ma a reu mo' breu 'xeu zheug
先生 geu 学生 a 絵 かく 'xeu zheug

³ 両言語における非使役文のパターンと対応する使役文の変形関係（タシツリン 2005）：

	非使役文		使役文	
日 本 語	X が V		W が X を / に V させる	
	X が Y を V		W が X に Y を V させる	
チベット語	X φ V		W geu X φ V keu jeug	
	X a Y φ V		W geu X a Y φ V keu jeug	
	X geu	Y φ V	W geu X a Y φ V keu jeug	
		Y a V	W geu X a Y a V keu jeug	

(W は使役者を、X は被使役者を表す。「geu」は能格、「a」は与格、「φ」は絶対格を表す)

(2) 父は息子を戦争で死なせた。

a pa geu sheu leu 'mak trheug ni xeu 'xeu zheug
 父 geu 息子 戦争 ni 死ぬ 'xeu zheug.

例文(1)の場合、「学生が絵をかく」という非使役文が表す出来事の発生は、使役者である「先生」の働きかけによって引き起こされたことを表す。つまり、使役者が働きかけをするという出来事の発生なしには、非使役文が表す「学生が絵をかく」という出来事の発生もありえない。これに対して例文(2)の場合、使役者の位置にある「父」は「息子が戦場で死んだ」という出来事の発生に関与するどころか、「父」がその出来事の発生すら知らない場合も両言語は「～させる」と「keu jeug」が付く使役表現で表すことができる。

ここでは例文(1)のように非使役文が表す出来事の発生に使役者が関与しているタイプの使役表現を「関与型使役表現」と呼び、例文(2)のように非使役文が表す出来事の発生自体に使役者の位置にある人間が関与していないにもかかわらず、使役表現をなしているタイプを「非関与型使役表現」と呼ぶ。

では、次の例文(3)はどうだろうか。例文(3)では非使役文が表す「囚人が逃げる」という出来事が先に発生し、それに対して使役者の位置にある「看守」が放置の態度をとることを表す。

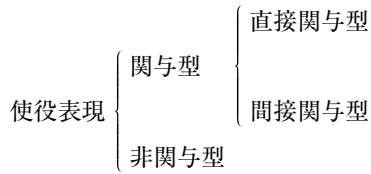
(3) 看守が見ぬふりをして囚人を逃げさせた。

tson hrong geu ma reug kho ci ni tson ma 'bro 'xeu zheug.
 看守 geu 見ぬふりをして 囚人 逃げる 'xeu zheug.

つまり、使役者の位置にある「看守」は「囚人」が自らの意志によって「逃げる」という行為を引き起こそうとしている段階、或いはすでに引き起こしている段階において「見ぬふりをする」という態度を取ることを表す。そのため、使役者の位置にある「看守」は、「囚人が逃げる」という出来事に関与的か非関与的かという二分法でいえば関与的であり、「関与型使役表現」に分類できる。

しかし、例文(1)の場合、「先生が働きかける」という出来事が先に発生し、それによって「学生が絵をかく」という非使役文が表す出来事が発生することを表す。これに対して例文(3)の場合、「囚人が逃げる」という非使役文が表す出来事が先に発生し、それに対して「看守が放置の態度をとる」という出来事が発生することを表す。つまり、両者の使役者の位置にある人間は、非使役文が表す出来事の発生に対する関与の度合いが異なる。ここでは例文(1)の場合のように使役者の直接関与によって非使役文が表す出来事を引き起こしたことを表すタイプを「直接関与型使役表現」と呼び、例文(3)の場合のように非使役文が表す出来事が先に発生し、それに対して使役者の位置にある人間がある態度をとる形で間接的に関与していることを表すタイプを「間接関与型使役表現」と呼ぶ。

ここで述べた両言語の使役表現タイプの分類をまとめると次のようになる。



以下では「直接関与型使役表現」、「間接関与型使役表現」、「非関与型」の順にそれぞれのタイプの用法的な意味を論じていく。

4. 両言語の直接関与型使役表現の意味

使役者が被使役者に働きかけ、その働きかけを受けた被使役者が自らの意志である行為を引き起こす意味が直接関与型使役表現の基本的な意味である。こうした意味はコンテキストにおいてはさらに「強制」、「誘導」、「好意」、「依頼」などの意味に分類することができる。

4-1. 強 制

使役者が被使役者に働きかけて、被使役者の願望や気持ちに反することをやらせることを「強制」と呼ぶ。次の例文(4)でいえば、「雨の中を走りたくない」被使役者である「兵士たち」を使役者である「将軍」が「命令する」ことによって強制的に走らせたことを表す。

(4) 将軍が命令して、兵士たちを雨の中を走らせた。

mak Von geu ka hap ni mak cho 'nam nang nga 'gyeug keu zheug
 将軍 geu 命令下して 兵士たち 雨の中 nga 走る keu zheug

この例文には「命令して」という文言があるため、使役者が被使役者に対する強制を施す手段は言葉による「指令」であることが分かる。しかし、例文(1)の「先生が学生に絵をかかせた」のようにその手段に言及されていない場合も「指令」と捉えることが多い。また、次の例文(5)と(6)のようにその強制を施す手段は具体的な「動作」である場合と動作と言葉交じりの「言動」である場合もある。

(5) 父が息子の鼻を摘んで薬を飲ませた。

a pa geu sheu leu geu 'na tseur ri 'man thong geu zheug tang ta
 父 geu 息子 の鼻 摘んで 薬 飲む geu zheug (眼前発生の過去)

(6) 娘が駄々をこねて母におもちゃを買わせた。

sheu mo geu 'cer lang yi ni a ma a 'tse 'kyad nyo 'xeu zheug
 娘 geu 駄々をこねて 母 a おもちゃ 買う 'xeu zheug

いずれにしても使役者が被使役者に被使役者の願望や気持ちに反することを強制的にやらせたという意味を表すことには変わりがない。そのため使役者が被使役者に何をもたらしかという観

点から言えば、いわゆる「迷惑付与」（佐藤里美の用語）にはかならない。

ところが、日本語の場合、次の例文(7)のように使役文をさらに受動化し、強い強制感・迷惑感を表現する文がある。

(7) 私は子供のころ継母によく腐った料理を食べさせられた。

一方、チベット語の場合、受身を表す日本語の「～られる」のような形態がないため、この例文(7)と同じ意味を表現するにも次の例文(7)のように「keu jeug」の形態が伴う使役表現を使うしかない。

(7) nga sha yi yin dri ma 'yar geu 'gyin tu nga a 'sa ma ru a 'sa 'xeu zheug
私 子供の頃 継母 geu よく 私 a 料理 腐ったもの 食べる 'xeu zheug

ここでいえるのは、日本語には使役受動態があり、それは非常に強い強制感・迷惑感を表現するが、チベット語には、受動態がないため、使役受動態も使役表現で表さなければならない。言い換えれば、チベット語の「keu jeug」は日本語の「～させる」に対応すると同時に、「～させられる」にも対応するということになる。

こうした「強制」を表す場合、例文(4)と(5)のように使役者と被使役者の関係は「将軍」と「兵士」、「親」と「息子」のように統制と被統制の関係にあることを前提とする。

4.2. 誘 導

使役者が説得するなどによって被使役者にある行為を引き起こすようにし、その結果、被使役者が自らの意志でその誘導通りの行為を引き起こすことを「誘導」と呼ぶ。次の例文(8)で言えば、使役者である「太郎」が被使役者である「次郎」に対し、「金の値段が上がる」と理由を言って説得し、それを納得した「次郎」が自らの意志で「金を買う」という行為を引き起こしたことを表す。

(8) 太郎が次郎に金の値段が上がると言って買わせた。

taro geu jiro a 'ser Vong phar 'gyeu reu zi ni nyo 'xeu zheug
太郎 geu 次郎 a 金の値段 上がる と言って 買う 'xeu zheug

誘導する手段としては次の例文(9)のように非事実のことを言う場合もある。

(9) 太郎が「母が病気になった」といって次郎を帰国させた。

taro geu 'a ma khu 'xo keu' zi ni jiro yu a yong geu zheug
太郎 geu 「母 病気 なっている」と言って次郎 帰る geu zheug

この例文(9)の場合、使役者である「太郎」が被使役者である「次郎」に母が病気になっていないのに「母が病気になった」という非事実を言って「次郎が帰国する」ように誘導することを表す。

「誘導」も「強制」と同様、使役者からの働きかけを受けた被使役者が自らの意志によってあ

る行為を引き起こす点では共通しているが、「強制」の場合は使役者の要求に従いたくないのにやむを得ず使役者の要求どおりの行為を引き起こすことを表すのに対して、「誘導」の場合は使役者の要求を納得した上でその要求どおりの行為を引き起こすことを表す点では異なる。

こうした「誘導」の場合、使役者の被使役者に対する働きかけは、被使役者があることを引き起こすように理由などを言って誘導することにとどまっており、その働きかけは被使役者の願望に沿うか沿わないかも不明であるため、「誘導」自体は利害授受性が含意されていないことが分かる。また、誘導する手段は理由を言って説得すること、うそをつくことなどで、主体の社会的な立場と関係なく誰でもできる行為であるため、「強制」とは違って、使役者と被使役者の関係が統制と被統制の関係にあるというような制約もない。

こうした「誘導」を表す使役表現の場合、両言語には特に相違点はない。

4.3. 好意

被使役者にある行為を引き起こす願望や望みがあり、それを知っていた使役者がある行為をすることによって被使役者のその希望や望みを叶えさせることを「好意」と呼ぶ。次の例文(10)で言えば、被使役者である「妹」に新しい部屋に住みたいという願望があり、それを知っていた使役者の「兄」がその願望や望みを叶えさせるため、「新しい部屋を買って」提供したことを表す。

(10) 兄が新しい家を買って自分の妹に住ませた。

a keu 'xeu khong nga so ma zeug nyi ni rang geu hrang mo deug keu zheug
兄 'geu 部屋 新しい 一つ 買って 自分の妹 いる keu zheug

被使役者の願望が実現できるようなある行為をするということは、利害授受の観点から言えば使役者から被使役者に対する「利益付与」となる。したがって、日本語の場合、次の例文(11)のように使役文の後ろにさらに「～てあげる」をつけることも可能である。

(11) 母が腹ペコの彼にパンを食べさせてあげた。

ところが、チベット語の場合、利害授受を表す「～てあげる」のような形式がないため、同じく例文(11)の意味を表すにも次のように「keu jeug」で文を終わらせる。

(11') a ma geu 'tok Vi xeu la yed ko no geu kheu 'ge ko re 'sa 'xeu zheug
母 geu お腹が空いて死にそうな 彼 パン 食べる 'xeu zheug

ここで分かるように、チベット語の「keu jeug」は日本語の「～させる」に対応すると同時に、「～させてあげる」にも対応しているといえるだろう。

また、こうした「好意」を表す場合、両言語には語用論的に大きな違いがある。日本語の場合、次の例文(12)のように使役者を目下、被使役者を目上にすると文の許容度が落ちる。

(12) ?私が先生にご飯を食べさせてあげた。

一方、チベット語の場合、使役者が目下で被使役者が目上であっても、また次の例文(12)'の

ように自然な文となる。

- (12') ng i 'ge 'gen na 'sa ma 'sa 'xeu zheug
私 i 先生 na ご飯 食べる 'xeu zheug

しかも次の例文(13)のように、被使役者の「食べる」行為に敬意を表して「召し上がる」という敬語⁴をつけてさらに使役化しても文の自然さに変わらない。

- (13) chod 'yok keu a keu cho ca zhi 'xeu zheug
法要の世話係 keu 僧侶たち 食事 召し上がる 'xeu zheug

直訳：法要の世話係が僧侶たちに食事を召し上がらせた。

4-4. 依 頼

使役者が被使役者にある行為をするようにお願いし、被使役者が自らの意志でそのとおりの行為をすることを「依頼」と呼ぶ。日本語の場合、こうした意味を表すのに「～させる」を使うと文全体の許容度が落ちる。特定の場面でこうした使役表現を使うことを考えてみても次の例文(14)のように「強制」の意味にしかならず、「依頼」の意味にはならない。こうした「依頼」の意味を表すためには例文(14')のように「～てもらう」を使って表現するのが一般的である。

- (14) ?私は先生に推薦状を書かせた。
(14') 私は先生に推薦状を書いてもらいました。

一方、チベット語の場合、「依頼」の意味を表すにも次の例文(15)のように「keu jeug」の形態を伴う使役表現で表現するのが一般的である。したがって「依頼」を表す場合、チベット語の「keu jeug」は日本語の「～させる」ではなく、「～てもらう」に対応していることが分かる。

- (15) a yi 'xeu a lak Va shak mo zeug keu zheug
祖母 'xeu 活仏 Va 御占いをなさる keu zheug

直訳：祖母が活仏に御占いをなさらせた（祖母が活仏に占ってもらいました）。

この例文で言えば、使役者である「a yi (祖母)」が被使役者である「a lak (活仏)」に「shak mo zeug (御占いなさる)」という行為をするようにお願いし、「a lak (活仏)」がそのとおりの行為をしたことを表す。「活仏」が「占う」という行為を行ったのは「祖母」のためであるから、利害授受の観点から言えば利益が被使役者から使役者に逆戻りをすることを表す。ここではこれを「利益逆戻り」と呼ぶ。こうした利益授受の方向性から言えば、「依頼」の場合の「利益逆戻り」と「好意」の場合の「利益付与」は対照的である。

- (16) 母が息子に何回もお願いして学校に行かせた。
a ma geu shue le sho yi yi ni hlop tra gyo 'xeu zheug

⁴ 例文(12)の場合の「zhi」は「sa(食べる)やthong(飲む)」という動詞の敬語であり、ここでの「zhi 'xeu zheug」を日本語に直訳すると「召し上がらせた」になる。

母 geu 息子 願する 学校 行く 'xeu zheug

この例文(16)の場合、使役者の被使役者に対する働きかけは「願する」ということで、「依頼」の場合と似ているが、母が息子を学校に行くようにするのは使役者である母自身のためではなく、被使役者である息子のためである。つまり「依頼」の場合の「利益逆戻り」性がないため、「誘導」の意味しか表すことができない。

4-5. 直接関与型使役表現のまとめ

ここまでは日本語とチベット語の直接関与型使役表現の語用論的な意味における共通点と相違点を観察してきた。ここで分かりやすくまとめると次のようになる。

直接関与型使役表現	{	①強制 迷惑付与	{	「keu jeug」は「～させる」と「～させられる」にも対応
		②誘導 利害性含意せず		両言語共通
		③好意 利益付与	{	「keu jeug」は「～させる」と「～させてあげる」に対応。チベット語の場合被使役者が目上でも可。
		④依頼 利益逆戻り		「keu jeug」は「～てもらう」に対応。

こうしてみると、日本人になぜチベット語母語話者の日本語が「偉そうに聞こえる」のかが分かってくる。チベット語では「依頼」の意味を表すにも「keu jeug」を伴う一般の使役表現を使うが、日本語の「させる」ではそれを表すことができず、「～てもらう」を使わなければならない。また「好意」の場合、日本語では目上を被使役者にすると文の許容度が落ちるが、チベット語の場合そのような制約がない。両言語にはこうした違いがあるため、「keu jeug」の代わりに「～させる」を代入するだけでは、チベット語母語話者の日本語が「偉そうに聞こえる」のは当然である。また、チベット語の「keu jeug」は多くの場合「～させる」と対応するのは事実であるが、「強制」の場合「～させられる」にも、「好意」の場合「～させてあげる」にも対応する。このようなことを知ることも日本語教育においては大きな意味を持つことになるだろう。

5. 間接関与型使役表現の意味

間接関与型使役表現は、非使役文が表す出来事が先に発生し、それに対して使役者がある態度をとることによって関与することを表すが、その態度のとり方によって「許可」と「放任」、「譲歩」などの語用論的な意味が発生する。

5-1. 許 可

被使役者にある出来事を引き起こそうという意志や欲求、願望があり、その実現に向けて支配

的な立場にある使役者が積極的に関与して許可を与えることを「許可」と呼ぶ。

- (17) 息子が二十歳になったので、父が彼に酒を飲ませた。

sheu leu lo nyeu xe weut tang no 'xeu a pa 'xeu kheu 'ge chang thong geu zheug
 息子 年 二十 なる ので 父 'xeu 彼 酒 飲む geu zheug

この例文(17)で言えば、被使役者である「息子」には「酒を飲む」という出来事を引き起こす要求や願望があり、それに対して、支配者的な立場にある「父」が「息子が二十歳になったこと」を理由に、その願望の実現に向けて「許可」を与えたことを表す。この場合、使役者と被使役者が父と息子のように統制と被統制の関係にあることを前提とする。

被使役者の願望の実現にむけて使役者が許可を与えるということは、利害授受的な観点から言えば、「好意」を表す関与型使役表現と同様に「利益付与」と捉えられやすいが、次の例文(18)のように、許可を与えた結果が被使役者に迷惑をもたらすことを予想しながら許可を与えた場合は「迷惑付与」の意味にもなる。

- (18) これ以上休憩してはいけないことは知りながら、太郎が花子に休憩させた。

di han na ma hri meu chok no xi xi a, ta ro geu ha na ko a ma hro 'xeu zheug
 これ以上休憩してはいけないことは知りながら、太郎 geu 花子 a 休憩 'xeu
 zheug

したがって、「許可」を表す使役表現は元々は利害性を含意していないことが分かる。こうした「許可」を表す使役表現の場合、両言語には特に相違点はない。

5.2. 放 任

被使役者の主体的な意志、欲求、願望に基づいた行動の実現にむけて、使役者が成り行きに任せる態度をとることによって消極的に関与することを「放任」と呼ぶ。言い換えれば、使役者が被使役者の引き起こそうとしている出来事の発生を妨げようとすればできるのに、そうせずに黙認して成り行きのままにすることを表す。ここでは上の例文(3)を再掲する。

- (3) 看守が見ぬふりをして囚人を逃げさせた。

tson hrong geu ma reug kho ci ni tson ma 'bro 'xeu zheug
 看守 geu 見ぬふりをして 囚人 逃げる 'xeu zheug

この例文で言えば、被使役者である「囚人」が自らの意志によって「逃げる」という行為を引き起こそうとしている（或いは引き起こしている）ことを使役者である「看守」が妨げようとすればできるのに、そうせずに「見ぬふりをして」成り行きのままにしたことを表す。この場合も「許可」と同様、使役者と被使役者が看守と囚人のように統制と被統制の関係にあることを前提とする。被使役者の願望に基づいた行動の実現を使役者が妨げずに黙認することは、利害授受的な観点から言えば、「好意」を表す関与型使役表現と同様に「利益付与」と捉えられやすいが、

放任した結果が被使役者に迷惑をもたらすことを予想しながら成り行きに任せた場合は「迷惑付与」の意味にもなるため、「許可」と同様「放任」を表す使役表現も元々は利害性を含意していないことが分かる。こうした「放任」を表す使役表現の場合にも両言語の相違点は見当たらない。

5-3. 譲 歩

使役者にも非使役文が表す出来事の発生によって生じる利益を得る願望や気持ちがあるが、利益が一つしかないため、その利益を競い合うことを断念し、被使役者に譲ることを「譲歩」と呼ぶ。利益が一つしかないということは、使役者にも非使役文が表す出来事の発生によって生じる利益は、使役者にとっても被使役者にとっても利益になるものであることを示唆している。次のチベット語の例文(19)で言えば、使役者である「kheu 'ge (彼)」にも賞金を得たい気持ちや願望があるが、「to tseug keu sha 'ga meu 'ge thop (今年の賞金は彼女が得る)」という出来事が起こることによって生じる利益（この場合は賞金）を一人にしか得るチャンスがないため、「彼」がその利益を競い合うことを断念し、被使役者である「meu 'ge (彼女)」に譲ったことを表す。

- (19) kheu 'geu to tseug keu sha 'ga meu 'ge thop keu zheug
 彼 'geu 今年 の 賞金 彼女 得る keu zheug

直訳：彼は今年の賞金を彼女に得させた。

しかし、日本語の場合、例文(19)の直訳でも分かるように不自然な文となり、同じ意味を表すには「彼は今年の賞金を彼女に譲った」のように表現するのが一般的であろう。この場合、「thop (得る)」という無意志動詞が使役表現の述語となっているが、次の例文(20)のように「sa (食べる)」のような他動詞が述語となる場合、「好意」に解釈するのは一般的であるが、「譲歩」にも解釈ができる。

- (20) kheu 'geu ko ri 'ceug ko meu 'ge 'sa 'xeu zheug
 彼 'geu パン 一個 彼女 食べる 'xeu zheug

直訳：彼はその一個のパンを彼女に食べさせた(彼は一個しかないパンを彼女に譲った)。

この場合一個しかないパンを「kheu 'ge (彼)」が奪い合おうとしなければ、そのパンが自然に「meu 'ge (彼女)」が食べられるようになる状況であることを前提とする。つまり、「kheu 'ge (彼)」にもパンを食べたいという願望があり、奪い合えば「彼」にもその「パン」を得るチャンスはあるが、パンが一個しかないため、ある理由でそれを奪い合うことを断念し、「meu 'ge (彼女)」に譲ったという「譲歩」の意味に解釈できる。

こうした「譲歩」は、一つしかない利益を譲ることを表すため、利害授受の観点から言えば「好意」の場合と同様に「利益付与」になる。「好意」と「譲歩」の最大の違いは「利益を積極的に与える」かそれとも「利益を譲る」かにある。つまり、「好意」の場合、使役者が積極的にある行為をとってその利益を被使役者に積極的に与えることを表すのに対して、「譲歩」の場合、

使役者がその利益を得ることを断念する、つまり何もしないという消極的な行為をとる点で異なる。例文(20)を、「彼」がそのパンを手にとって「彼女」に渡すなどの積極的な行為を行ったと捉える場合は「好意」の意味になるが、そうではなく「彼」が自分の中でそのパンを得ることを断念し、具体的に何もしなかったと捉える場合は「譲歩」の意味となる。日本語の場合、この例文(20)を「好意」には解釈できるが、「譲歩」には解釈できず、同じ意味を表すには「彼が一個しかないパンを彼女に譲った」のような表現を使うのが一般的である。

こうした「譲歩」は、非使役文が表す出来事の発生によって生じる利益を得ることを断念すれば、自然にその利益は被使役者が得ようになる状況にあることを前提とする。使役者がその利益を得ることを断念するとは、非使役文が表す出来事の発生を成り行きのままにすることも示唆しているため、「利益付与」を表す「放任」の場合と共通する点が見られる。しかし、「譲歩」の場合、非使役文が表す出来事の発生によって生じる利益は、使役者にとっても被使役者にとっても利益になるものであるが、「利益付与」を表す「放任」の場合は被使役者にとってしか利益にならない点で異なる。また、「譲歩」の場合は使役者と被使役者が統制と被統制の関係にあることを前提とするような制約がない点も「放任」と異なる。

5-4. 間接関与型使役表現のまとめ

ここでは間接関与型使役表現の語用論的な意味を「許可」、「放任」、「譲歩」の三つに分類し、それぞれの場合の両言語の共通点と相違点を観察してきたが、その結果は次のようになる。

間接関与型使役表現	}	許可 (両言語共通)
		放任 (両言語共通)
		譲歩 (チベット語しかこの意味を表せない)

ここで分かるように、「許可」と「放任」を表す場合は、両言語の語用論的な意味は共通しているが、「譲歩」の意味はチベット語でしか表せないため、「keu jeug」が「～させる」に対応すると提示するだけでは、日本人にチベット語母語話者は「使役をよく使う」という印象を与えてしまうのは当然である。

6. 非関与型使役表現の意味

三番目の非関与型使役表現とは、非使役文が表す出来事の発生に使役者の位置にある人間が全く関与していないにもかかわらず、それを使役者の位置に据えることによって非使役文が表す出来事の発生と関連付け、その出来事の発生に使役者の位置にある人間に「責任」があることを表す場合である。こうした意味を「責任」と呼ぶ。

- (2) 父は息子を戦争で死なせた。

a pa geu sheu leu 'mak trheug ni xeu 'xeu zheug
 父 geu 息子 戦争 ni 死ぬ 'xeu zheug

上の例文(2)をもう一回引用して言えば、使役者の位置にある「父」は「息子が戦場で死んだ」という出来事の発生にまったく関与していないにもかかわらず、「父」を使役者の位置に据えることによって「息子が戦場で死んだ」ことを「父」のせいであるように表す。

非関与型使役表現の語用論的な意味には、この例文(2)のようにただ単なる「責任」を表す場合と次の例文(21)のように「非難」のニュアンスが強く出る場合がある。

(21) 私は息子を戦争で死なせたんだ。

ng i sheu leu 'mak trheug ni xeu 'xeu zheug tang neu re
 私 i 息子 戦争 ni 死ぬ 'xeu zheug (たのです)

泣き崩れた母が「私は息子を戦場で死なせたんだ。なぜ私が(彼が戦場に行くことを)止められなかったのだろう」のようなことを口にする場合、「息子が戦場で死んだ」という出来事の発生には「私」に「責任」があるという単純な意味を超えて、その責任者である「私」を「非難」するニュアンスが前面に強く出る。こうした意味を「責任」と区別して「非難」と呼ぶ。

日本語の場合、「死ぬ」以外の動詞が使役表現の述語になる場合、その動詞の使役態にさらに「～てしまう」を付けない限り、「責任」や「非難」の意味に解釈できなくなる。一方、チベット語場合、日本語の「～てしまう」に相当する完了を表す「tang zeug」付けなくても、「責任」や「非難」の意味に解釈できる。そのような違いは、次の例文(22)と(23)のように使役者を文末に持ってきて使役文全体をコピュラ文にするとよりはっきり分かる。

(22) 嫁を実家に帰らせたのは姑です。

(23) 子供を犬に噛ませたのは彼です。

つまり、嫁に働きかけて実家に帰らせたのは「姑」であるという意味や、犬に働きかけて子供をかませたのは「彼」であるという直接関与型的な使役表現の意味にしか解釈できず、「嫁が実家に帰った」という話し手に望ましくない出来事が発生してしまったことは「姑」の責任であるという意味や、「子供が犬に噛まれた」という出来事が発生してしまったことは「彼」の「責任」であるという非関与型の意味には解釈できなくなる。

一方、チベット語の場合、次の例文(22')と(23')のように直接関与型的な使役表現の意味にも解釈できれば、非関与型の「責任」や「非難」の意味にも解釈できる。

(22') na ma trot mo gyo 'xeu jeug no a ni re
 嫁 実家に帰る 'xeu jeug no 姑です

(23') sha yi a kyhe so dep keu jeug no kheu 'ge re
 子供 a 犬が 噛む keu jeug no 彼 です

ここで言えるのは、日本語の場合、「死ぬ」という特殊な動詞が使役表現の述語になる場合を

除いて、「～させる」で終わる文だけでは「責任」と「非難」の意味を表せないのに対して、チベット語の場合「keu jeug」の形態だけでも、動詞の種類を問わずに非関与型使役表現の語用論的な意味を表せるということである。

7. 結 論

本稿では「～させる」と「keu jeug」の形態が付く日本語とチベット語の使役表現を「関与型使役表現」、「非関与型使役表現」、「間接関与型使役表現」という三つのタイプに分け、それぞれの語用論的な意味をさらに下位分類しながら観察した結果、「keu jeug」に対応する日本語として「～させる」を提示するだけでは不十分であり、チベット人学習者に使役を指導する際には注意が必要であることが明らかになった。

両言語の三つのタイプの使役表現の語用論的な意味のうち、完全に共通しているのは関与型使役表現の「誘導」と間接関与型使役表現の「許可」と「放任」のみであり、ほかの場合は次のような違いがあることが明らかになった。

第一に「強制」と「好意」の場合、両言語の語用論的な意味は基本的に共通しているものの、形態的にはチベット語の「keu jeug」は「～させる」に対応すると同時に、「～させられる」と「～させてあげる」にも対応している。第二に「好意」の場合、チベット語では目上を被使役者の位置に据えることができるが、日本語ではできない。第三に「依頼」と「譲歩」の場合、チベット語では同じく「keu jeug」の形態が付く使役表現で表現できるが、日本語ではできない。日本語の場合、「依頼」を表すには「～てもらう」を使うのが一般的である。第四に「責任」と「非難」の場合、日本語では「死ぬ」という動詞が述語になる場合を除いて、「～させる」だけではこの意味を表せないが、チベット語ではほかの動詞が述語となる場合も「keu jeug」の形態だけでこの意味を表すことができる。

こうした両言語の違いから使役者と被使役者が共に人間である場合、チベット語の「keu jeug」の形態が付く使役表現は、語用論的な意味から言っても、また述語となる動詞との関係から言っても、日本語の「～させる」の形態が付く使役表現よりはるかに広い範囲で使われていることが分かる。したがって、当然ながらチベット人学習者に対して「keu jeug」に対応する日本語は「～させる」であると提示するだけでは使役表現の過剰使用を生じさせ、日本人に「使役をよく使う」という印象を与えてしまう。とりわけ、日本語の場合「～させる」では目上に対する「依頼」も「好意」も表せないが、チベット語の場合そうした制約がないことがチベット人の日本語が「偉そうに聞こえる」最大のメカニズムだろうと考えられる。

こうした点を考慮して、両言語の使役表現の語用論的な意味の共通点と相違点をどのようにチベット母語話者に対する日本語教育の現場で生かしていくかが今度の課題である。

参 考 文 献

- 阪田雪子 (1980) 『使役を表す言い方・せる させる』教師用日本語教師ハンドブック4 『文法』Ⅱ
- 佐藤里美 (1986) 「使役構造の文——人間の人間に対するはたらきかけを表現する場合」『ことばの科学1』むぎ書房
- (1990) 「使役構造の文——因果関係を表現する場合」『ことばの科学4』むぎ書房
- 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析』大修館書店
- 須賀一好・早津恵美子 (1995) 『動詞の自他』ひつじ書房
- 孫 東周 (2005) 『日本語の動詞とヴォイス』Publishing Corporation (韓国)
- 高橋太郎 (1985) 「現代日本語のヴォイスについて」『日本語学』4月号 明治書院
- タシツリン (2005) 「日本語とチベット語の使役表現における形態的及び統語的な特徴」『学習院大学人文科学論集』14号
- (2006) 「無常物に対する使役表現——日本語とチベット語を比較して」『学習院大学大学院日本語日本文学』第2号
- (2006) 「日本語とチベット語における使役表現について——有情物主語の場合」2006年『日語日文学研究 第57輯』韓国日語日文学会
- (2006) 「アムド・チベット語における使役表現「keu jeug」について」『日本西藏学会会報』第52期
- 筑波大学現代言語学研究会 (2002) 『事象と言語形式』三修社
- 時枝誠記 (1950) 『日本文法 口語編』岩波書店
- 仁田義雄編 (1991) 『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 橋本進吉 (1969) 『助詞・助動詞の研究』岩波書店
- 松下大三郎 (1930) 『改撰標準日本文法』改正再刊 1979 勉誠社
- 山口瑞鳳 (1989) 『チベット文語における自己使役法』平楽寺書店
- 楊 凱榮 (1989) 『日本語と中国語の使役表現に関する対照研究』くろしお出版
- 鷺尾龍一・三原健一 (1997) 『ヴォイスとアスペクト』研究社出版
- 格桑居冕 (1981) 『藏文文法教程』四川民族出版社